

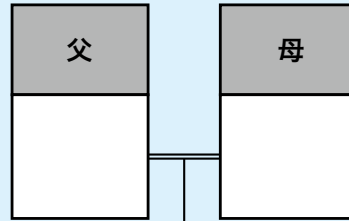
シリーズ町の課題 vol.5 我が家の担い手を考える!



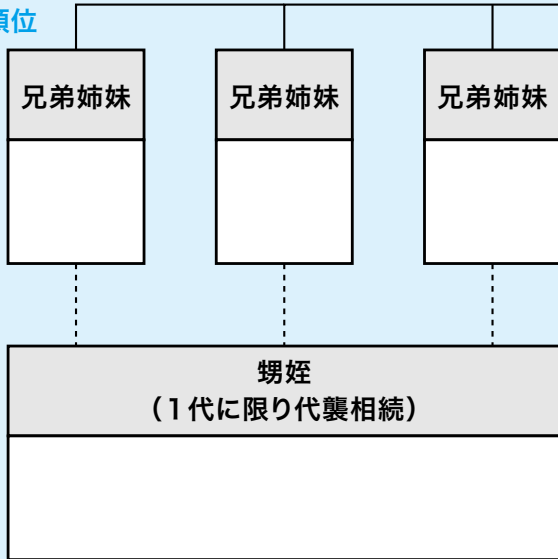
実家や自宅
将来的に誰が引き継ぐのか!?

相続を想定して
家系図を完成させてみましょう!

第2順位



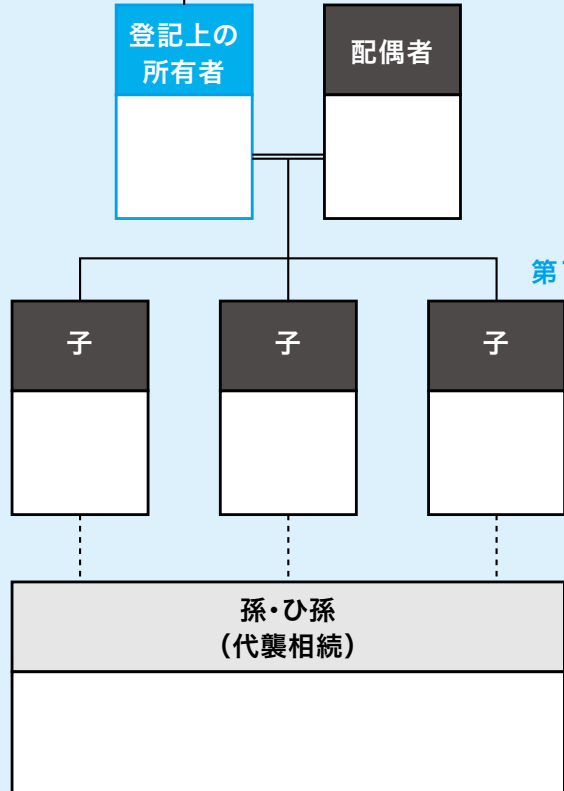
第3順位



登記上の
所有者

配偶者

第1順位



法定
相続人

- 第1順位: 配偶者+子(孫・ひ孫)
- 第2順位: 配偶者+親(直系尊属)
- 第3順位: 配偶者+兄弟姉妹(甥姪)

※相続の発生した時点における家族、
親族の構成によりケースは異なります。

空き家の相続登記をしない場合のリスクとは!?

○売却できません!

自己名義でない物件や、相続登記を行わず名義変更が完了していない物件は、任意のタイミングで売却することができません。また、そのままでは賃貸するにしてもトラブルの元になる可能性があります。

○相続人が増え続けると手続きが困難になります!

相続登記をしないままだと相続開始当初には少なかった相続人が時の経過とともに増えてしまうことがあります。こうなると手続きも煩雑になり多大な時間と労力、その分の費用を費やすこととなります。

只見町「空き家対策情報冊子」もご覧ください!

空き家の問題点や危険性、管理のポイント、活用方法・解体に関する支援制度や各種相談窓口を掲載しています。冊子は地域創生課でお配りしているほかインターネットでの閲覧も可能です。



電子書籍版URL:
<https://machiuro.town/p/76364>



次回は、「空き家を放置した場合・・・」について掲載します。
空き家・空き地に関するご相談は、地域創生課 0241-82-5220 まで
登記のご相談は 法務局、相続のご相談は 司法書士へ